

海外へ転出される方へ



海外転出届

海外へ1年以上住所を移される方は、転出の手続きをお願いします。

【必要なもの】

- ・本人確認書類

1点でよい書類	運転免許証・マイナンバーカード・パスポート・在留カード等
2点必要な書類	資格確認書・年金手帳・介護保険証・社員証・学生証等

- ・認印

※帰国されたら・・・転入手続きをしてください。

【必要なもの】

- ・転入される方全員のパスポート
- ・戸籍謄本および戸籍の附票（本籍地が砥部町の方は不要です）各1通
- ・認印

その他の関連する手続き（砥部町役場本庁）

担当窓口	手続き項目	内容 【 】内は必要なもの
町民課 戸籍住民係 ☎962-2026	☐ 印鑑登録	転出予定日をもって印鑑登録は抹消されます。手続きは必要ありませんが登録証（カード）を返還してください。 【印鑑登録証】
	☐ マイナンバーカード	・帰国されたら、カードの発行申請をしてください。番号は転出前のものと変わりません。 【マイナンバーカード・暗証番号】
	☐ 住民基本台帳カード	カードを返還してください。 【住民基本台帳カード・暗証番号】
	☐ 電子証明書	・自動で失効しますので手続きはありません。 ・帰国後必要であれば、マイナンバーカードの発行申請と併せて、電子証明書の発行申請をお願いします。
町民課 環境衛生係 ☎962-7446	☐ 飼い犬	動物を連れて海外へ渡航する場合は、動物検疫所で手続きが必要です。事前に動物検疫所にご確認ください。
保険健康課 保険年金係 ☎962-7057	☐ 国民健康保険	保険証を返却し、保険料の清算をしてください。転出予定日まで日数がある場合は有効期限を押印してお使いいただけます。 【保険証】
	☐ 後期高齢者医療	
	☐ 国民年金	・資格喪失の手続きをしてください。 ・転出後も任意加入する場合は手続きが必要です。 【基礎年金番号がわかるもの】 ・保険料のお支払いで口座振替を希望する場合は手続きが必要です。 【口座のわかるもの・通帳届出印】 ・年金受給者は住所変更や受取機関変更等の手続きが必要な場合がありますのでお問い合わせください。
	☐ 重度心身障害者医療	受給者証を返却してください。転出予定日まで日数がある場合は有効期限を押印してお使いいただけます。 【受給者証】
	☐ ひとり親家庭医療	
	☐ 子ども医療（高校生以下）	

担当窓口	手続き項目	内容 【 】内は必要なもの
介護福祉課 障がい福祉係 ☎962-7255	☐ 身体障害者手帳	手続きは必要ありません。そのままお持ちください。
	☐ 療育手帳	
	☐ 精神障害者保健福祉手帳	
介護福祉課 介護保険係 ☎962-7255	☐ 介護保険	被保険者証、負担割合証および負担限度額認定証（お持ちの方のみ）を返却してください。保険料の清算をお願いします。 【被保険者証・負担割合証および負担限度額認定証（お持ちの方）】
上下水道課 下水道管理係 ☎962-6363	☐ 浄化槽町有施設 ☐ 公共下水道（麻生方面） ☐ 農業集落排水（総津、玉谷、大内野）	手続きが必要な場合があります。
上下水道課 水道管理係 ☎962-7001	☐ 水道	- 戸建ての場合は使用を停止する手続きが必要です。 - 集合住宅の場合も手続きが必要なことがあります。
税務課 固定資産税係 ☎962-2061	☐ 固定資産税	- 事前に納税管理人を決めていただく必要があります。 - 帰国されたら、納税管理人の廃止の手続きが必要です。
税務課 町民税係 ☎962-2061	☐ 各種町税	町県民税は1月1日を、軽自動車税は4月1日を基準日として1年分の税金が賦課されます。未納額（納期末到来分を含む）がある場合はご相談ください。
選挙管理委員会 事務局 ☎962-6110	☐ 投票（在外選挙制度）	居住される国の在外公館で「在外選挙人名簿」への登録申請をすれば、国政選挙の投票ができます。国内での手続きはありません。

令和6年4月1日現在

砥部町役場

〒791-2195 愛媛県伊予郡砥部町宮内 1392 番地 TEL (089) 962-2323 FAX (089) 962-4277

その他の関連する手続き（砥部町中央公民館）

担当窓口	手続き項目	内容 【 】内は必要なもの
子育て支援課 子育て支援センター係 ☎907-5665	☐ 母子健康手帳	手続きはありません。そのままお持ちください。
	☐ 予防接種手帳	手続きはありません。未使用分は使用できなくなります。
	☐ 妊婦一般健康診査受診券	
子育て支援課 保育幼稚園係 ☎962-6171	☐ 保育所・幼稚園等に入所する児童の保護者	転出手続きの後、退所・退園手続きに子育て支援課までお越しください。
子育て支援課 子ども福祉係 ☎962-6299	☐ 児童手当（公務員を除く）	- 受給者が転出する場合は消滅の手続きをしてください。転出予定日の属する月分までは砥部町から支給します。 - 児童が国内に残るため、児童と同居している者へ受給者を変更する場合は、手続きが必要です。 【新しい受給者の名義の口座のわかるもの・マイナンバーのわかるもの】
	☐ 児童扶養手当	資格喪失の手続きをお願いします。 【児童扶養手当証書】
学校教育課 ☎962-4820	☐ 町立小中学生の保護者	現在の学校へご連絡ください。退学の手続きが必要です。

令和6年4月1日現在

砥部町中央公民館

〒791-2120 愛媛県伊予郡砥部町宮内 1369 番地 TEL (089) 962-4822 FAX (089) 962-4897